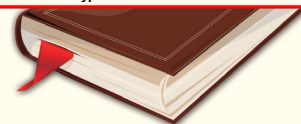


登場
ページ

今週の専門用語



法人税法34条1項括弧書き

役員に支給する給与は定期同額給与などに該当しない限り損金不算入とされているが(税法34①)、この役員給与損金不算入制度の対象外で原則損金算入が可能とされているのが法人税法34条1項柱書の括弧書きによる給与である。平成29年度税制改正前は、括弧書きに「退職給与」が含まれていたが、同改正により「業績連動給与に該当しない退職給与」のみが括弧書きの給与とされた。業績連動型の退職給与については、業績連動給与の損金算入要件を満たさない限り損金不算入となる。

公正価値

IFRSでは、ストックオプションについてはブラックショールズモデル(株価、行使価格、期間、変動率、金利などに基づく評価)、二項モデル(将来の株価の推移を予測して現在価値を推定)、株式報酬については、株価条件がある場合にはモンテカルロシミュレーション(乱数を用いたシミュレーション)、ない場合には割引モデル(配当を受領できない期間に応じた評価額の割引)を用いて評価する。一方、日本基準では、ストックオプションの評価方法のみが規定されている。

指名委員会

指名委員会とは、監査委員会及び報酬委員会とともに会社法上の指名委員会等設置会社に置かれる委員会の1つ(会社法2条12号)。取締役の選解任議案の内容を決定する権限がある。3名以上の取締役で構成され、過半数は社外取締役とされる(会社法400条)。しかし、コーポレートガバナンス・コードでは、監査等委員会設置会社などでも任意の仕組みとして指名委員会の設置が提案されている。東証によれば、上場会社の709社が指名委員会を設置しているが、このうち635社は任意である。

05

ページ

07

ページ

10

ページ

From
編集室

◆金融庁は秋にも企業会計審議会の監査部会を開催し、「監査報告書の透明化」(いわゆる監査報告書の長文化)に向けた議論を開始する予定だ。株主等に対する会計監査の内容に関する情報提供を充実させる観点から行われる。◆国際監査基準では、監査報告書において、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載することとされている。◆企業が懸念しているのはリスク情報がどこまで記載されるのかという点。財務諸表に開示されていない未公開の情報まで対象になるのであればその影響は大きい。企業側の反発も大きいものとなりそうだ。(MIN)

週刊T&Amaster 第702号

2017年8月7日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい